

評議員及び役員の報酬等に関する基準

(目的及び意義)

第1条 この基準は、社会福祉法人宏友会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 外部委員とは、定款第6条の規定に基づき置かれる者、第三者委員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員及び外部委員の職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 役員及び外部委員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
- 3 評議員には、定款第9条に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。
- 4 役員及び外部委員並びに評議員に対して、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の支給日、支給方法)

第4条 報酬は、会議出席等の翌月25日に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める「旅費等費用弁償及び慶弔金・報酬に関する規程」に基づいて、旅費を支給することができる。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(適用除外)

第6条 この法人の職員を兼務する役員は、第3条は適用しない。

(公表)

第7条 この法人は、この基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この基準の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この基準は、平成 29 年 6 月 21 日より施行する。

この基準は、令和 6 年 1 月 1 日より施行する。

(別表 1) 役員（理事長・業務執行理事）の報酬月額表

非常勤	月額	常勤	月額	常勤	月額
第 1 号	50,000 円	第 1 号	200,000 円	第 7 号	500,000 円
第 2 号	100,000 円	第 2 号	250,000 円	第 8 号	550,000 円
第 3 号	150,000 円	第 3 号	300,000 円	第 9 号	600,000 円
第 4 号	200,000 円	第 4 号	350,000 円	第 10 号	650,000 円
第 5 号	250,000 円	第 5 号	400,000 円	第 11 号	700,000 円
第 6 号	300,000 円	第 6 号	450,000 円	第 12 号	750,000 円

※上表の報酬は、源泉徴収前の金額とする。

(別表 2) 理事・監事の報酬等

支給要件	報酬の額
理事会出席等必要の都度	報酬として 1 人一律 10,000 円
監事監査の都度	報酬として 1 人一律 10,000 円
評議員会出席の都度	報酬として 1 人一律 10,000 円
評議員選任・解任委員会出席の都度	報酬として 1 人一律 10,000 円

※上表の報酬は、源泉徴収後の金額とする。

(別表 3) 外部委員の報酬等

支給要件	報酬の額
評議員選任・解任委員会出席の都度	報酬として 1 人一律 10,000 円
第三者委員立会いの都度	報酬として 1 人一律 10,000 円

※上表の報酬は、源泉徴収後の金額とする。

(別表 4) 評議員の報酬等

支給要件	報酬の額
評議員会出席の都度	報酬として 1 人一律 10,000 円

※上表の報酬は、源泉徴収後の金額とする。